

# 公益財団法人 全日本ボウリング協会 アマチュア競技者規程

## (目的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、公益財団法人日本体育協会の加盟団体として、同協会が制定したスポーツ憲章及び世界ボウリング連盟（World Bowling）の規約に基づき、ボウリング競技の健全な普及、発展を図る目的をもって、本規程を制定する。

## (定義)

第2条 本規程におけるアマチュア競技者（以下「競技者」という。）とは、本協会の加盟団体を通じて登録する競技者をいう。

## (登録できない競技者)

第3条 加盟団体は、次の者を競技者として登録することはできない。既に登録した競技者が、次のいずれかに該当した場合は、その登録を取り消さなければならない。

- (1) いずれの競技かを問わず、プロ選手又はプロ・コーチとして登録されている者、又は契約している者。
- (2) 第1号に該当する者が競技者となるためには、居住地、又は勤務地（学校所在地）の加盟団体の資格審査委員会が競技者としての適格性を認め、さらに本協会総務委員会推薦のもと、理事会の承認を得なければならない。
- (3) スポーツを行うことにより、本協会が認めていない金品を受け取った者。
- (4) スポーツで得た名声を商業宣伝のために自ら利用し、あるいは利用を認めた者。ただし、本協会の承認を得たときはこの限りではない。
- (5) 本協会又は加盟団体が禁止した競技会に参加した者。
- (6) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為などにより、フェアプレイの精神に明らかに違反した者。
- (7) 本協会の競技者として、品位を汚し、著しく本協会又は加盟団体の名誉を傷つけ、あるいは義務に違反した者。

## (役員 の 責務)

第4条 本協会及び加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

## (共催等)

第5条 本協会又は加盟団体は、競技会等を開催する場合は、ほかの団体と共催し、又はほかの団体等から後援あるいは協賛を受けることができる。

## (競技会参加資格)

第6条 競技者は、世界ボウリング連盟及び本協会が主催、公認する競技会に参加することができる。

## (報酬等の取扱い)

第7条 競技者は、世界ボウリング連盟及び本協会が主催、公認する賞金や出場報酬（以下「賞金等」という。）のある競技会等に参加することができる。ただし、賞金等は、本協会が受領し、競技者は一切受け取ることはできない。

- 2 本協会が受領した賞金等は、別に定める「賞金出場報酬及び補助金規程」により配分するものとする。

(公認競技会等の開催条件)

第8条 本協会又は加盟団体が公認競技会等を開催する場合には、本協会の公認競技場を使用しなければならない。

(競技施設、設備、競技用具)

第9条 本協会は、競技会等に使用する競技施設、設備、競技用具等の適格を保証し、また、競技者の技術向上、安全を図るため、検査料を徴収し、それらのものを検査、認証することができる。

2 加盟団体及び競技者は、競技会において検査に合格したものを使用しなければならない。

3 競技用品等が健全な普及、発展を図る目的であると認めた場合は、その品目を指定し、本協会推薦、推奨品とすることができる。

(TV放映権)

第10条 本協会は、主催する競技会の放送権を放送局に与え、あるいはスポンサーを付けた競技会を開催し、その料金を請求、受領することができる。

(競技者の商行為及び届出義務)

第11条 加盟団体は、競技者が報道関係者からボウリングに関するニュース報道以外の特別取材を受ける場合、あるいは放送、座談会、映画、演劇等に出演する場合は、あらかじめ本協会に届出し許可を得なければならない。

(競技者の義務)

第12条 本協会が特別の目的をもって実施するキャンペーン等に対し、加盟団体並びに競技者は積極的に協力しなければならない。

(競技者規程の制定及び運用)

第13条 加盟団体は、本規程に基づき競技者規程を制定し実施しなければならない。

2 加盟団体は、競技者規程を制定、改廃する場合には、必ず本協会の承認を得なければならない。

3 加盟団体の資格審査委員会は、必ず5名以上の委員をもって組織されなければならない。

4 加盟団体の資格審査委員会は、本規程第3条の各号を審議し、その団体の決議を経て、競技者の登録を取り消す権限を有する。

5 加盟団体が判定したことに異議ある競技者は、本協会総務委員会に上訴することができる。

6 本協会総務委員会が審議し、理事会が承認した決定は最終決定とする。

(除名)

第14条 本協会は、加盟団体及び競技者が本規程に違反していると認めた場合は、その競技者が所属する加盟団体に対し、注意を与え、本協会主催事業と派遣競技会への所属競技者の参加禁止、あるいは当該団体を本協会定款第44条に基づき、除名することができる。

(ドーピングに関する事項)

第15条 本協会が実施するドーピング検査に選考された競技者は、検査に応じなければならない。

2 ドーピング検査において違反が発覚した場合は、本協会のアンチ・ドーピング規程及びドーピング検査実施規程に基づいて、処罰を受けるものとする。

3 本協会のアンチ・ドーピング規程及びドーピング検査実施規程並びにドーピング防

止規程は、最新の世界アンチ・ドーピング機構（WADA）及び日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が制定している規程に基づいて制定した規程である。

（日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て）

第16条 本協会のボウリング競技に関して行った決定に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

（規程の改廃）

第17条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

2 本規程を改廃した場合は、公益財団法人日本体育協会に届け出るものとする。

## 附 則

- (1) 本規程は、昭和48年12月14日より施行する。
- (2) 本規程は、昭和62年5月24日より施行する。
- (3) 本規程は、平成15年9月13日より施行する。
- (4) 本規程は、平成16年9月11日より施行する。
- (5) 本規程は、平成18年4月1日より施行する。
- (6) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、平成24年4月1日より施行する。
- (7) 本規程は、平成26年6月1日より施行する。
- (8) 本規程は、平成27年4月1日より施行する。